

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（ 経済産業省 ）

制度名	鉱業所得の課税の特例制度（探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除（減耗控除））	
税目	<p>法人税 [探鉱準備金又は海外探鉱準備金] 租税特別措置法第 5 8 条、同法施行令第 3 4 条、同法施行規則第 2 1 条の 1 6 [新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費] 租税特別措置法第 5 9 条、同法施行令第 3 5 条、同法施行規則第 2 1 条の 1 7</p> <p>法人税（連結法人） [探鉱準備金又は海外探鉱準備金] 租税特別措置法第 6 8 条の 6 1、同法施行令第 3 9 条の 8 8、同法施行規則第 2 2 条の 6 0 [新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費] 租税特別措置法第 6 8 条の 6 2、同法施行令第 3 9 条の 8 9、同法施行規則第 2 1 条の 1 7（読替規定）</p> <p>所得税 [探鉱準備金] 租税特別措置法第 2 2 条、同法施行令第 1 4 条、同法施行規則第 9 条 [新鉱床探鉱費の特別控除] 租税特別措置法第 2 3 条、同法施行令第 1 5 条、同法施行規則第 9 条の 2</p>	
要望の内容	<p>平成 2 2 年 3 月 3 1 日で適用期限の到来する本制度について、所要の見直しを行ったうえで、3 年間延長する。</p> <p>鉱山経営の多様化を踏まえ、探鉱準備金制度・海外探鉱準備金制度について、子会社の採掘収入の対象化、国内鉱業者要件等について所要の見直しを行う。</p>	
	減収見込額 （平年度）	2,628 百万円 （6,160 百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 金属鉱物資源の安定供給確保 金属鉱物資源は、我が国の産業活動を支える基礎物資であり、資源の乏しい我が国において、その確保は我が国の国際競争力に直結するため、中長期的かつ持続的に鉱物資源の安定供給の確保を図る。 石油・天然ガス・石炭の安定供給確保 近年、原油価格高騰など、石油等を巡る国際情勢が目まぐるしく変化する中、我が国の石油・天然ガス・石炭に係る重層的かつ多様なセキュリティの向上を図ることにより、石油・天然ガス・石炭の安定供給を確保する。</p> <p>(2) 施策の必要性 本制度は、事業の継続（鉱物・エネルギー資源の採取）に伴って鉱床が減耗していくという鉱業の特殊性に鑑み、鉱業所得等の一定率を探鉱準備金に繰り入れた後、探鉱費への支出を条件に所得控除を認めることで、操業に伴い減耗していく鉱床を新たな探鉱活動により補填（＝鉱業資本を回収）することを可能とするものであり、我が国企業が継続的に探鉱・開発を進め、我が国への資源の安定供給を図る上で必要不可欠な制度である。 最近の資源・エネルギー価格の高騰や資源国における資源ナショナリズムの高まりを受け、我が国産業にエネルギーや原材料を供給する資源・エネルギー産業は近年その公益性を増している。近年では工業製品の高度化が進展し、従来以上にレアメタル等安定供給の重要性が増しており、その安定供給は電機、自動車等我が国主要産業の将来を左右する可能性がある。 このような背景の下、「資源確保指針」（平成 2 0 年 3 月閣議了解）では、資源・エネルギーの供給をはかる民間企業を政府が支援していくことが求められている。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性 本制度は、鉱業経営の基盤であるが、操業の継続に伴い漸次減耗していく鉱床を新た</p>	

な探鉱活動により補填（＝鉱業資本を回収）することを可能とし、我が国企業が継続的に探鉱・開発を進めていく上で必要不可欠な制度である。

資源の安定的確保を図るためには、鉱物・エネルギー資源の自主開発を強力に推進していく必要があり、企業が継続的に新たな鉱床の探鉱・開発を進めていく上で本制度が必要であるとの状況認識は、現状において、創設当時と変わっておらず、むしろ中国等新興国での需要の急激な増大、国際価格の高騰、探鉱開発地域の地理的条件の悪化、投資環境の悪化、政治的不安定要因等に伴って国際的な資源の獲得競争が激化しており、これまで以上に資源の安定供給確保が重要となっている。本制度は昭和 40 年度に創設され、以降、資源開発の重要性にかんがみ、暫定的制度として今日までつづいているが、米、仏、加等の欧米諸国では、同様の制度が我が国より有利な条件で、かつ恒久化され、フランスでは日本と同様に準備金を積立て、探鉱費への支出を条件に所得控除、カナダでは探鉱費全額を所得控除、米国においても一定割合の所得控除が行われており、鉱床の継続的な探鉱活動がより担保されているため、これら諸国との資源獲得競争に勝つためには本制度が重要である。

本制度は、新鉱床の再取得等をしたときに適用があり、「探鉱準備金」のうち、3 年間のうちにこうした目的に使用されなかった部分は益金に算入され、免税効果は与えられないこととされており、探鉱活動の推進という政策目標にも合致した施策であると考えられる。

石油等の資源開発プロジェクトは、リスク分散の観点から、プロジェクトごとにプロジェクト会社を設立する事業形態をとることが多いが、近年では企業が自ら出資しているプロジェクト会社を束ねたグループ全体で、より幅の広いポートフォリオを組むことで、事業リスクを分散しながら資源開発を推進することにより、グループ全体として資源経験や新たな技術的知見を蓄積し、これを活用して次の資源開発に繋げていくことが必要となっている。

そのため、鉱業を営む法人が積み立てる探鉱準備金の対象に、一定の関係を有する法人（子会社等）の採掘所得収入を加えることが出来るよう、探鉱準備金制度を拡充し、もって我が国企業による資源探鉱へのインセンティブを一層高めることが必要である。

海外探鉱準備金は、我が国企業が権益を有する既存海外鉱山の鉱量拡大、安定的な鉱石採掘及びその供給、また、鉱量枯渇、採掘条件の悪化等により終掘が予想される既存鉱山に代替する新規鉱山開発を支援する必要不可欠な制度である。

海外における我が国企業が国際的な資源の獲得競争が激化する中、我が国非鉄企業も国際的な競争力を高めるため、分社化や企業統合を行うなど多様な形態を持つ法人が現れてきている。海外探鉱準備金の利用には、自ら国内に鉱山を有するか、子会社が国内に鉱山を有することが条件として付されているが、これら新しい非鉄企業は国内に鉱山を有しておらず、新たに国内では鉱山を開発する余地がほとんどないことから、海外探鉱準備金を利用することができない状況となっている。そこで、海外で積極的な探鉱を行っているこれら企業を支援し、海外における探鉱開発を一層推進するため、海外にのみ鉱山を有する企業についても海外探鉱準備金が利用できるよう制度を拡充する。

今回の要望に関連する事項	政策評価体系における位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 25 石油・天然ガス・石炭の安定供給確保 ・ 29 鉱物資源の安定供給確保
	政策の達成目標	鉱業の事業継続及び国際的な競争条件整備並びに我が国の資源安定供給の確保
	租税特別措置の適用又は延長期間	平成 22 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日（3 年間）
	同上の期間中の達成目標	<p>非鉄金属</p> <p>鉱山開発は初期探鉱から操業までに 10 年～15 年を要する。また、鉱石の輸入量は景気動向により大きく左右される。したがって、自主開発比率は常に向上していくというわけではない。</p> <p>既存分については、今後 3 年間の内、我が国企業が権益を有する鉱山の閉山は予定されてないことから、現状の概ね 33% で推移すると予想される。</p> <p>拡充分については、平成 23 年度までに我が国企業の 2 鉱山が生産を開始する予定であり、採掘鉱物である銅の国際市況次第では平成 22 年度中の生産も見込まれる。当該 2 鉱山が本格生産（現在、平成 26 年中の予定）に入れば、自主開発比率が平成 20 年の 33% から 48% へ上昇する見込みである。</p>

		<p>石油</p> <p>業界団体調査によると、今後、新鉱床探鉱費として海外探鉱のために出資される額は、約 54 億円 / 年と推計され、リビア陸上鉱区、南東マハカム沖等での探鉱が予定されているが、探鉱段階ではプロジェクトリスクが高く、生産開始までに長期間を要するため、自主開発比率への貢献を測ることは困難</p> <p>ただし、例えば、世界の石油権益取得費が 1 バレル = 8.93 ドルという統計を用いると、54 億円の投資により、将来的に 918 千 KL の取得量が期待でき、平成 20 年度をベースとすると、自主開発比率を 0.3% 押し上げる効果がある。</p> <p>さらに、拡充案の場合、新鉱床探鉱費として約 35 億円増と推計され、同様の試算を行うと、さらに 595 千 KL の取得量が期待され、既存分と併せて自主開発比率を 0.5% 押し上げる効果がある。</p> <p>国内探鉱についても、エネルギー安定供給の観点から重要であり、民間企業が新潟（北蒲原、八石等）や秋田（男鹿）などの探鉱活動に本制度を利用する計画がある。さらに、現在、海洋基本計画に基づき、国が探鉱の前段階（基礎物理探査、経済性評価など）を実施し、その成果を民間に引き継ぐこととしていることから、今後、民間企業による国内での探鉱活動の増加が見込まれるところ、本制度の活用により、国内エネルギー生産量の維持に貢献する見込み。</p> <p>Global Upstream Performance Review 2008 による。</p>												
	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>	<p>資源開発に関する他の税制支援措置として、海外投資等損失準備金がある。</p> <p>海外投資等損失準備金は、資源開発投資にかかるリスクを軽減することによって、自主開発鉱山・油田等への投資の促進・円滑化を図る制度であり、事業者は限定せず、探鉱段階・開発段階の投資額の一定額を投資損失に備えるために準備金として積立てることによりリスクを平準化するものである。</p> <p>減耗控除制度は、鉱山・油田等の開発は多額の投資を要し、次に開発する鉱山等からの収入も含めて長期的に投下資本を回収する必要があることから鉱業者による（次の自主開発鉱山・油田等の）探鉱費の確保を円滑化するための制度であり、自ら鉱山等を開発する事業者が、採掘収入の一定割合について将来の探鉱費を確保するための準備金として積立て、その準備金を実際に探鉱費用に充てる場合に所得控除を認めるものである。</p>												
	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>(1) 非鉄金属（21 年度予算額 6,100 百万円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内探鉱事業への融資、海外探鉱等事業への出融資・債務保証 <p>(2) 石油・天然ガス（21 年度予算額 11,414 百万円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外探鉱等事業への出資・債務保証 												
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>上記の予算上の措置等は、リスクマネーの供給を通じて資源開発企業の案件を直接的に支援するものであり、鉱業を営む探鉱事業者が、自ら有する鉱床（事業資産）の減耗に対応した新たな鉱床を探鉱活動することにより、事業の継続を可能とすることを目的とする本制度とは異なる。</p> <p>金属鉱物・・・（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構 / 海外探鉱事業等への出融資・債務保証、海外共同地質構造調査（補助金）</p> <p>石油・天然ガス・・・（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構 / 海外探鉱事業等への出資・債務保証（出資金）</p>												
<p>これまでの特別措置の適用実績と効果 に 関 連 す る 事 項</p>	<p>政策の達成状況</p>	<p>(非鉄金属)</p> <p>我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、中期的に自主開発比率 80% を達成する。</p> <p>〔鉱物資源の自主開発比率〕</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成 11 年</td> <td>平成 20 年</td> </tr> <tr> <td>・銅</td> <td>18.0% (達成率 22.5%)</td> <td>33.1% (達成率 41.4%)</td> </tr> </table> <p>(石油)</p> <p>我が国の石油資源の安定供給を確保するため、2030 年までに自主開発比率 40% 程度を達成する。</p> <p>〔石油の自主開発比率〕</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成 11 年</td> <td>平成 20 年</td> </tr> <tr> <td>・石油</td> <td>15.2% (達成率 38.0%)</td> <td>15.8% (達成率 39.5%)</td> </tr> </table> <p>(ウラン)</p> <p>我が国の資源安定供給を確保するため、中期的に自主開発比率 80% を達成</p>		平成 11 年	平成 20 年	・銅	18.0% (達成率 22.5%)	33.1% (達成率 41.4%)		平成 11 年	平成 20 年	・石油	15.2% (達成率 38.0%)	15.8% (達成率 39.5%)
	平成 11 年	平成 20 年												
・銅	18.0% (達成率 22.5%)	33.1% (達成率 41.4%)												
	平成 11 年	平成 20 年												
・石油	15.2% (達成率 38.0%)	15.8% (達成率 39.5%)												

する。
〔ウランの自主開発比率〕
平成 11 年 平成 20 年
・ウラン 12.5%(達成率 15.6%) 5.5%(達成率 6.9%)

(鉄鉱石)
我が国の鉱物資源安定供給を確保するため、中期的に自主開発比率を 40% 程度に上昇させる。

〔鉄鉱石の自主開発比率〕
平成 11 年 平成 20 年
・鉄鉱石 17.3%(達成率 43.3%) 21.9%(達成率 54.8%)

(石炭)
我が国の石炭安定供給を確保するため中期的に自主権益比率 60% 程度を目指す。
〔石炭の自主権益比率〕
平成 12 年 平成 20 年
・石炭 35.4%(達成率 59.0%) 40.6%(達成率 67.7%)

租税特別措置
の適用実績

探鉱準備金

		18年度	19年度	20年度
利用企業	石 油	14	11	9
	非鉄・非金属鉱業	31	29	24
準備金積立額 (億円)	石 油	395	425	464
	非鉄・非金属鉱業	63	65	39
準備金取崩額 (億円)	石 油	206	243	292
	非鉄・非金属鉱業	37	46	66
特別控除利用企業数	石 油	6	8	6
	非鉄・非金属鉱業	10	8	8
特別控除額 (億円)	石 油	158	219	250
	非鉄・非金属鉱業	20	27	16

海外探鉱準備金

		18年度	19年度	20年度
利用企業数	非鉄金属鉱業	2	3	1
準備金積立額 (億円)	非鉄金属鉱業	20	25	7
準備金取崩額 (億円)	非鉄金属鉱業	0	3	9
特別控除利用企業数	非鉄金属鉱業	0	1	0
特別控除額 (億円)	非鉄金属鉱業	0	3	0

石油鉱業連盟、天然ガス鉱業会、日本鉱業協会、石灰石鉱業協会(加盟主要119社)を対象とした調査による。

租税特別措置
による政策
の達成目標の
実現状況等

(新鉱床探鉱費 + 海外新鉱床探鉱費) / 準備金取崩額

	18年度	19年度	20年度
非鉄金属鉱業	100%	100%	86%
石 油	75%	88%	84%

(1) 非鉄金属
準備金取崩額における新鉱床探鉱費の割合の平均はほぼ9割以上となってお

		<p>り、本制度が探鉱インセンティブとなっている。</p> <p>(2) 石油 準備金取崩額における新鉱床探鉱費の割合は平均 8 割以上であり、探鉱活動の促進に貢献している。</p>																														
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>鉱業の事業継続及び国際的な競争条件整備並びに我が国の資源安定供給の確保。</p>																														
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>鉱業の事業継続及び国際的な競争条件整備並びに我が国の資源安定供給の確保に貢献している。</p> <p style="text-align: center;">資源毎の指標の推移（単位％）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>銅鉱石</td> <td>自主開発比率（注1）</td> <td>32.3</td> <td>31.8</td> <td>33.1</td> </tr> <tr> <td>石油</td> <td>自主開発比率（注2）</td> <td>18.9</td> <td>18.9</td> <td>15.8</td> </tr> <tr> <td>ウラン</td> <td>自主開発比率（注3）</td> <td>12.5</td> <td>6.0</td> <td>5.5</td> </tr> <tr> <td>鉄鉱石</td> <td>自主開発比率（注4）</td> <td>24.0</td> <td>23.3</td> <td>21.9</td> </tr> <tr> <td>石炭</td> <td>権益比率相当分の石炭の輸入割合（注5）</td> <td>46.0</td> <td>43.7</td> <td>40.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 権益比率相当分の鉱石の輸入割合 = 鉱山生産量 × 出資比率 / 総輸入量（鉱山生産量：出典「Raw Materials Data」、総輸入量：経済産業省「非鉄金属海外鉱等受入調査」及び財務省「貿易統計」から算出）当該指標は、総輸入量の変動に依存して変化するものである（例えば、権益獲得が進捗しない場合であっても、輸入量の著しい減少に伴い、当該指標が上昇する可能性がある）ことから、当該指標が同指標に基づく評価を行う際には、総輸入量や国内需要の変動要因を考慮する必要がある。</p> <p>(注2) 石油の自主開発比率 = 自主開発原油引取量 / 原油総輸入量（出典：資源・エネルギー統計年報、(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構調べ）</p> <p>(注3) 自主開発権益比率 = 権益取引量 / 総輸入量</p> <p>(注4) 鉄鋼ミル持分生産量 / 総輸入量（(社)日本鉄鋼連盟調べ）</p> <p>(注5) 権益比率相当分の石炭の輸入割合 = 鉱山生産量 × 出資比率 / 総輸入量（鉱山生産量：ヒヤリング、総輸入量：財務省「貿易統計」から算出）</p>			18年度	19年度	20年度	銅鉱石	自主開発比率（注1）	32.3	31.8	33.1	石油	自主開発比率（注2）	18.9	18.9	15.8	ウラン	自主開発比率（注3）	12.5	6.0	5.5	鉄鉱石	自主開発比率（注4）	24.0	23.3	21.9	石炭	権益比率相当分の石炭の輸入割合（注5）	46.0	43.7	40.6
		18年度	19年度	20年度																												
銅鉱石	自主開発比率（注1）	32.3	31.8	33.1																												
石油	自主開発比率（注2）	18.9	18.9	15.8																												
ウラン	自主開発比率（注3）	12.5	6.0	5.5																												
鉄鉱石	自主開発比率（注4）	24.0	23.3	21.9																												
石炭	権益比率相当分の石炭の輸入割合（注5）	46.0	43.7	40.6																												
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>別紙</p>																														

鉱業所得の課税の特例制度(減耗控除制度)・要望経緯

年度	要望等の内容
昭和40年度	「探鉱準備金と新鉱床探鉱費の特別控除」制度創設(3年間)
昭和43年度	延長(2年間)
昭和45年度	延長(1年間)
昭和46年度	延長(3年間)
昭和49年度	延長(3年間)
昭和50年度	拡充(海外探鉱準備金及び海外新鉱床探鉱費の特別控除)
昭和51年度	縮減(準備金収入金額基準:15% 14%)
昭和52年度	延長(3年間)縮減(準備金収入金額基準:14% 13%)
昭和55年度	延長(3年間)
昭和58年度	延長(3年間)
昭和61年度	延長(3年間)
平成元年度	延長(3年間)
平成4年度	延長(3年間)
平成7年度	延長(3年間)
平成10年度	延長(3年間)
平成13年度	延長(3年間)縮減(準備金収入金額基準:13% 12%)
平成16年度	延長(3年間)
平成19年度	延長(3年間)
平成22年度	延長要望(3年間)